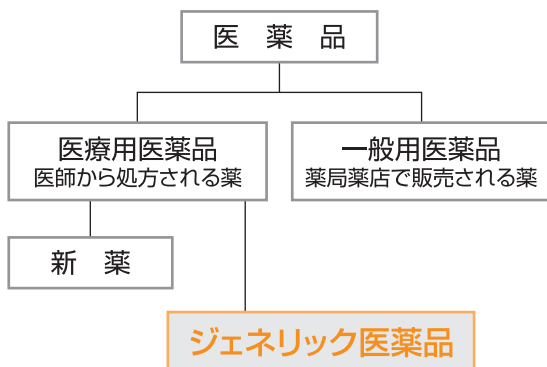


ご存知ですか？「ジェネリック医薬品」

～ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

新薬（先発医薬品）は20年から25年間特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造販売できます。しかし、特許期間満了後にはその有効成分は国民共有の財産となり、他の医薬品メーカーが厚生労働省の承認を得れば製造・販売が可能になります。こうした医薬品の総称がジェネリック医薬品です。



医薬品は、薬事法により様々な規制が定められています。

ジェネリック医薬品は新薬と同じ規制のもと、開発・製造・販売されます。（平成9年から品質再評価がなされ、品質管理はより厳しいものとなっています）

新薬を開発するには長い時間と多大な費用がかかるのに対し、ジェネリック医薬品の開発は3～5年であるため、新薬より低価格です。

ジェネリック医薬品を選ぶことは、薬代の節約になり、増え続ける国民医療費の節減にもつながります。

～ジェネリック医薬品を希望するときには～

①医療機関で処方箋を受け取る。



「後発医薬品への変更不可」という医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できません。

②薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注点などの説明を受け、薬を選ぶ。



●ジェネリック医薬品希望の場合は保険証更新等の際に同封しました冊子の「ジェネリック医薬品を希望します」を貼ってください。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「認定証」などを提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります。

高額な外来診療を受け、ひと月の窓口支払い額が世帯の自己負担限度額を超えた場合、世帯の自己負担限度額を示す「限度額認定証」を提示することで、ひと月の窓口支払い額が自己負担限度額までとなります。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。

（国保年金係窓口で高額療養費支給申請をし、後日支払った窓口負担額と限度額との差額の給付を受けることになります）

役場国保年金係の窓口で「認定証」の申請手続きをする
【持ち物】 ●「認定証」の交付を受けたい方の保険証 ●印鑑（認印）



病院・薬局などで「認定証」を提示する



ひと月の同一医療機関での医療費は、「認定証」に示された区分の自己負担限度額までの支払いとなります



会計窓口



※ただし、70歳以上の方で、住民税が課税世帯の方は「高齢受給者証」の提示（後期高齢者医療加入者は「後期高齢者医療保険証」）で同様の対応が受けられます。